平成２９年（フ）第２５号
京都府亀岡市本梅町平松八百分２番地70
債務者　西朝美こと　鄭　　朝美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第７２５号
堺市堺区大町東４丁２番23―208号、前住所大阪市旭区森小路１丁目３番25号　シャトー青山402
債務者　岡林　智昭
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７５８号
大阪府松原市立部２丁目232番地の１（Ａ棟202号）
債務者　柳原　　恵
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０５号
熊本県合志市御代志1741番地　御代志住宅１棟１号
債務者　小川美千代
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４６号
熊本市西区花園５丁目46番３―208号　市営花園上の原団地
債務者　上村　苑華（旧姓馬原）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
宮城県東松島市新東名４丁目10―10　伊藤方、住民票上の住所茨城県日立市桜川町１丁目８番４―303号
債務者　大森ひろ子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
宮城県東松島市野蒜字中下74番地、前住所仙台市青葉区木町10番６号　ピエスＤ・Ｋ205
債務者　角田のぞみ
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
函館市美原４丁目５番13号
債務者　高橋　法子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８３号
岐阜県安八郡安八町東結606番地の１　ボナールＭＵＳＵＢＵ　106号
債務者　鎌田　秀和
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
高知市神田2237番地１　ハイツミント403号室、申立時の住所高知市日の出町６番10号日の出マンション15号
債務者　松田　路代
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５３号
高知市南竹島町27番地19　レントハウス岡本201号
債務者　中村　義裕
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５８号
高知市高須２丁目17―22、住民票上の住所高知県安芸郡田野町3238番地２
債務者　山下　颯太
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９１号
高知市春野町弘岡中479番地５
債務者　植村　道明
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９２号
高知市春野町弘岡中479番地５
債務者　植村　留美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１１号
高知市南河ノ瀬町300番地１　武田方
債務者　木村　真実
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２４号
高知市中秦泉寺96番地　秦泉寺ハイツ301
債務者　依岡　真梨
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９９７号
さいたま市北区日進町２丁目1767番地２　ベルピア日進106
債務者　勝呂　永一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係